

マネージメント・レター 239
追加経済対策に伴う税制改正について

平成 21 年 5 月 29 日に追加経済対策が国会にて可決され、それに伴う税制改正がされる事となりましたので、その概要をご紹介します。

【住宅取得のための時限的な贈与税の軽減】

生前贈与の促進により、高齢者の資産を活用した需要の創出を図る為に、平成 22 年末までの時限措置として、直系尊属から居住用家屋の取得に充てる為に金銭の贈与を受けた場合には、500 万円まで贈与税を課さない事となりました。

なおこの特例は、暦年課税または相続時精算課税制度の従来の非課税枠に併せて適用可能となります。よって暦年課税の場合は非課税枠が 110 万円 610 万円となります。

【中小企業の交際費課税の軽減】

交際費等の損金不算入制度について、資本金の額が 1 億円以下の法人については、定額控除限度額として年間 400 万円が認められていましたが、これが年間 600 万円に引き上げられました。

なお、定額控除限度額の範囲内で 10%の損金不算入がされるのは従前と変更はありませんのでご注意ください。

【研究開発税制の拡充】

試験研究費の総額に係る税額控除制度等について、平成 21・22 年度において税額控除ができる限度額を、時限的に法人税額の 20%から 30%に引き上げるとともに、平成 21・22 年度に生じる税額控除限度超過額について、平成 23・24 年度において税額控除の対象とする事ができるようになります。

上記以外にも、平成 21 年度税制改正が他に行われています。その内容やご不明な点は、担当者・副担当・担当税理士までご連絡いただければと思います。

 今月のワンポイント 

気温も上がり、外で活動することが多くなっていく季節だと思えます。紫外線対策が必要になってきます。紫外線といえば、皮膚に与える影響に意識がいきがちですが、紫外線の多くは角膜で吸収されるそうです。その蓄積されたダメージが、白内障や目の老化を促進するといわれています。外出時には皮膚だけではなく「目」への対策も考えましょう。